

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 令和5年7月15日午後8時50分頃、警察官Pら4名は、M県S市A区T町の路上において、覚醒剤約1.5グラムを所持していたZを現行犯逮捕した。
その直後、Zが「この覚醒剤は、今日の午後7時頃、Xという人物から、Xの自宅で譲り受けたものです。Xの自宅は、ここから歩いて10分くらいの場所にあります。」と供述したことから、Pらは、Xを覚醒剤取締法違反（覚醒剤の譲渡し）の被疑事実により緊急逮捕しようと考え、Xの自宅に向かった。
- 2 同日午後9時5分頃、X宅に到着したPらが、X宅の玄関のインターホンを鳴らしたところ、Xの配偶者Yが玄関のドアを開けて応対し、Yは、「Xは外出中です。居場所は分かりませんが、おそらく、いつもどおりT町で飲んでいると思います。Xは朝帰りも多いですし、いつ帰宅するのか、私には全く分かりません。」等と述べた。
これを受け、Pは、「今から約15分前に、Zという人物を、覚醒剤の所持の被疑事実で現行犯逮捕したのですが、Zは『この覚醒剤は、今日の午後7時頃、Xという人物から、Xの自宅で譲り受けたものです。』と言っています。Xは現在外出中で、帰宅予定時間も不明とのことですが、我々は、ともかくも、Xが帰宅し次第、Xを緊急逮捕する予定です。そこで、これからお宅の捜索を行います。」と述べ、同日午後9時8分頃、Pらは、捜索差押許可状によることなく、Yを立会人として、X宅に対する捜索を開始した（以下、「本件捜索」という。）。
- 3 同日午後9時23分頃、Pらは、本件捜索の結果、X宅内の寝室から覚醒剤約20グラムを発見したため、捜索差押許可状によることなく、これを差し押さえた。
同日午後9時35分頃、Pらが引き続きX宅を捜索していたところ、Xが帰宅したため、Pらは、Xを覚醒剤取締法違反（覚醒剤の譲渡し及び所持）の被疑事実により緊急逮捕した。

【設問】

本件捜索の適法性につき検討しなさい。